

1 スクラムで取り組む地域防災計画の向上

資料3-2 「令和4年度兵庫県地域防災計画の新旧対照表〔主なもの〕

(1) 消防団を中核とした防災力の強化

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P99） 第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第3節 消防団の充実強化 第1 （略） 第2 内容 1 （略） 2 充実強化対策 (1) 県の取り組み 県は、広域的な観点から、消防団の育成強化を支援するため、次の事業を推進することとする。 ① 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修への支援 〔新設〕 ② 消防団員に対する教育訓練の実施 ③ 女性消防団員の加入促進の支援 ④ 企業等へ向けた消防団のPR ⑤ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等の市町への普及啓発 ⑥ 消防団員に対する表彰 ⑦ 消防操法大会の開催 ⑧ パネル展の開催等による消防団加入の普及啓発 3 （略）</p> <p style="text-align: right;">（地震災害対策計画にも同様の記載あり）</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P99） 第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第3節 消防団の充実強化 第1 （略） 第2 内容 1 （略） 2 充実強化対策 (1) 県の取り組み 県は、広域的な観点から、消防団の育成強化を支援するため、次の事業を推進することとする。 ① 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修への支援 ② 市町の消防団加入促進の取り組みへの支援 ③ 消防団員に対する教育訓練の実施 ④ 女性消防団員の加入促進の支援 ⑤ 企業等へ向けた消防団のPR ⑥ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等の市町への普及啓発 ⑦ 消防団員に対する表彰 ⑧ 消防操法大会の開催 ⑨ パネル展の開催等による消防団加入の普及啓発 3 （略）</p> <p style="text-align: right;">（地震災害対策計画も同様に修正）</p>	<p>県独自対策を反映</p>

(2) 中小企業等における事業継続の推進

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P101） 第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第4節 企業等の地域防災活動への参画推進 第1 （略） 第2 内容 1 （略） 2 企業等の平常時の対策 (1) （略） (2) 県、市町は企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行うこととする。 また、県は、災害時において事業の継続が図られるよう、企業の事業継続計画（BCP）作成にむけた支援を行うこととする。 3～5 （略）</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P101） 第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第4節 企業等の地域防災活動への参画推進 第1 （略） 第2 内容 1 （略） 2 企業等の平常時の対策 (1) （略） (2) 県、市町は企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行うこととする。 また、県は、<u>県内企業等への、質の高い事業継続計画（BCP）の策定を支援するとともに、事業継続に係るマネジメント（BCM）の確立・実践を推進する。</u> 3～5 （略）</p>	<p>県独自対策を反映</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
(地震災害対策計画にも同様の記載あり)	(地震災害対策計画も同様に修正)	
地震災害対策計画（現計画 P91） 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 普及啓発 (1)～(2) (略) (3) 県は、企業の帰宅困難者対策を推進するため、従業員の帰宅抑制を想定した事業継続計画（BCP）の作成や訓練等の取組を支援することとする。 3～4 (略)	地震災害対策計画（現計画 P91） 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 普及啓発 (1)～(2) (略) (3) 県は、企業の帰宅困難者対策を推進するため、従業員の帰宅抑制を想定した事業継続計画（BCP）の作成や訓練等の取組を支援することとする。 3～4 (略)	県独自対策を反映

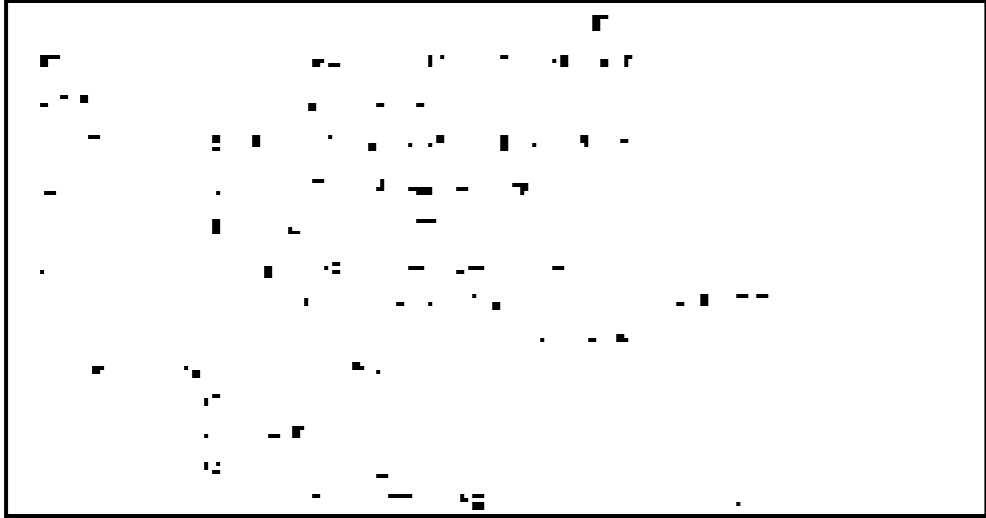
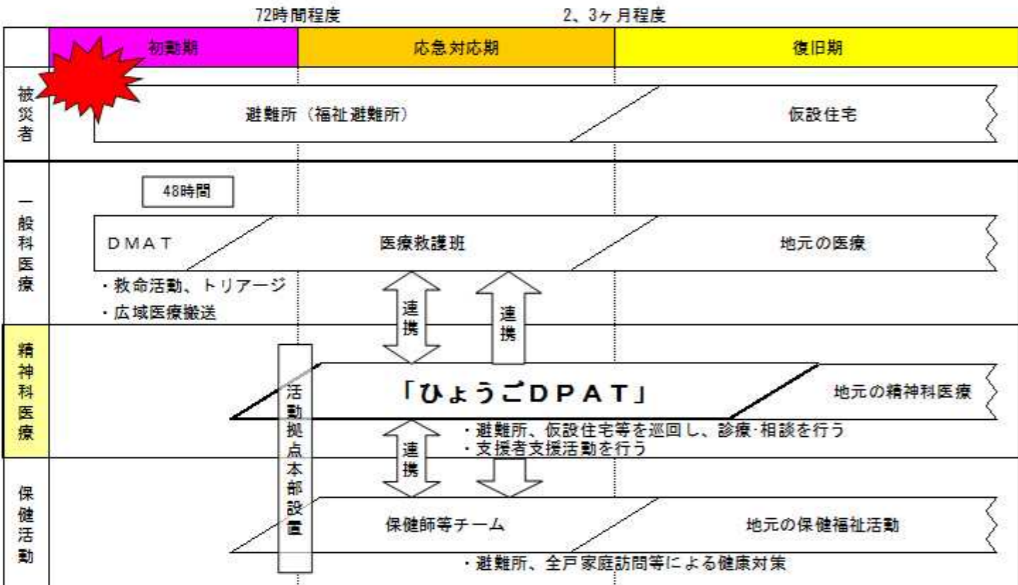
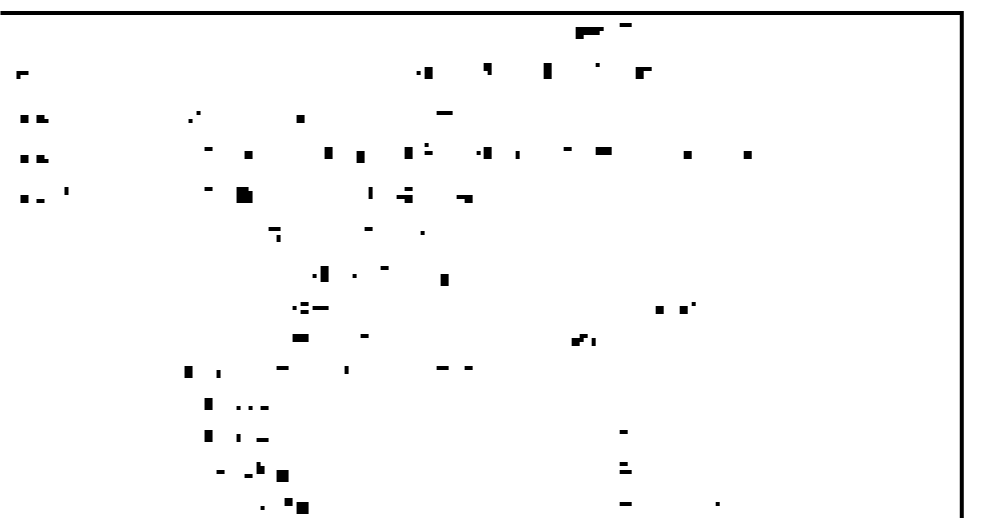
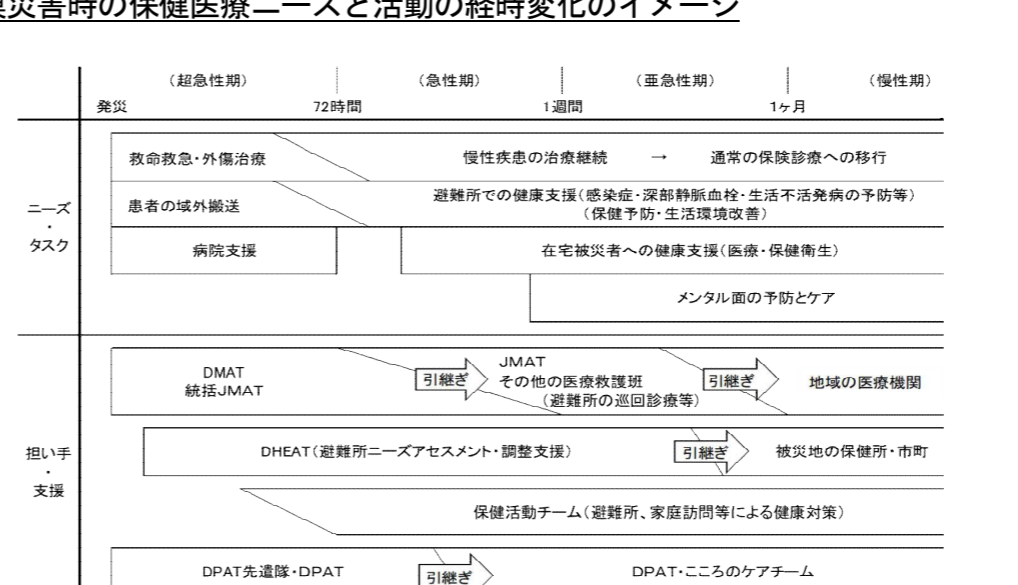
(3) 災害ボランティアとの協働の促進

現 行	修 正 案	修 正 理 由
第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (1) (略) (2) 受入体制の整備 県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。 ①～③ (略) また、県、市町は、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努めることとする。 (3)～(6) (略) 2 (略) (地震災害対策計画にも同様の記載あり)	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (1) (略) (2) 受入体制の整備 県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。 ①～③ (略) また、県、市町は、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、 <u>避難所運営に関する訓練</u> 、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努めることとする。 (3)～(6) (略) 2 (略) (地震災害対策計画も同様に修正)	引用元：国新旧（P3）
風水害等対策計画（現計画 P158） 第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進	風水害等対策計画（現計画 P158） 第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>第1節 雪害の予防対策の推進 第1 (略) 第2 内容 1～5 (略) 〔新設〕</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>第1節 雪害の予防対策の推進 第1 (略) 第2 内容 1～5 (略) 6 雪害に係る防災知識の普及 県、市町等は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。 なお、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。 特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>引用元：国新旧（P21）</p>
<p>風水害等対策計画（現計画 P326） 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第1款 ガレキ対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1 市町の措置 (1) (略) (2) 処理作業過程 ①～② (略) ③ 県等への応援要請 市町は、近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、（公財）ひょうご環境創造協会の活用または県に 処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、（公財）ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P326） 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第1款 ガレキ対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1 市町の措置 (1) (略) (2) 処理作業過程 ①～② (略) ③ 県等への応援要請 市町は、近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、（公財）ひょうご環境創造協会の活用または県に 処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、（公財）ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。 加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>引用元：国指摘事項（P2）</p>

(4) 医療体制の強化

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P52） 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P52） 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>第9節 災害救急医療システムの整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備</p> <p>(1) 県は、兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」(以下、「ひょうごDPAT」という。)の体制を整備するため、ひょうごDPAT登録制度とひょうごDPAT活動マニュアルを整備することとする。</p> <p>(2) 県は、通信用機器、衛星電話、共通ユニフォームなどの資機材を整備し、登録者に対し専門研修を実施することとする。</p> <p>(3) 県は、発災後48時間以内に活動を開始するDPAT先遣隊を組織し、DPAT事務局等と協力して、各関係機関等との連携体制を整備することとする。</p> <p><u>〔新設〕</u></p>  <p>○ 災害時における「ひょうごDPAT」と医療救護班、保健師チームとの連携</p>  <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>第9節 災害救急医療システムの整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備</p> <p>(1) 県は、兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」(以下、「ひょうごDPAT」という。)の体制を整備するため、ひょうごDPAT登録制度とひょうごDPAT活動マニュアルを整備することとする。</p> <p>(2) 県は、通信用機器、衛星電話、共通ユニフォームなどの資機材を整備し、登録者に対し専門研修を実施することとする。</p> <p>(3) 県は、発災後48時間以内に活動を開始するDPAT先遣隊を組織し、DPAT事務局等と協力して、各関係機関等との連携体制を整備することとする。</p> <p><u>(4) 県は、災害時の精神医療体制を確保し、精神疾患を有する患者への医療の提供、及び地域の精神医療機能を支援することを目的として災害拠点精神科病院の指定を行う。</u></p>  <p>○ 大規模災害時の保健医療ニーズと活動の経時変化のイメージ</p>  <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>県独自対策を反映</p>

2 “誰一人取り残さない” 防災・減災対策の充実

(1) 避難対策の充実

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P61） 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第1 （略） 第2 内容 1～3 （略） 4 避難所等の指定 (1) （略） (2)指定避難所 ①～③ （略） ④留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と市町（防災担当部局）は十分協議し、「学校における避難所運営業務及び市町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努めることとする。 ・ 市町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し必要な避難先を適切に確保するよう努めるものとする。 ・ 市町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。 ・ 市町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 ・ 市町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。 ・ 県は、市町が民間社会福祉施設を福祉避難所として確保するための必要な支援を行う。 ・ 市町は、指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めることとする。 ・ 市町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討することとする。 ・ 市町は、住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めることとする 	<p>風水害等対策計画（現計画 P61） 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第1 （略） 第2 内容 1～3 （略） 4 避難所等の指定 (1) （略） (2)指定避難所 ①～③ （略） ④留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と市町（防災担当部局）は十分協議し、「学校における避難所運営業務及び市町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努めることとする。 ・ 市町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し必要な避難先を適切に確保するよう努めるものとする。 ・ 市町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。 ・ 市町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 ・ 市町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。 ・ 県は、市町が民間社会福祉施設を福祉避難所として確保するための必要な支援を行う。 ・ 市町は、指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めることとする。 ・ 市町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討することとする。 ・ 市町は、住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めることとする 	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症発生した場合や濃厚接触者の避難等の適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局（保健所）が連携することとする。また、市町は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めることとする ・ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする <p>〔新設〕</p> <p>5 (略)</p> <p>6 施設、設備の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）計画的な整備の推進を図ることとする。</p> <p>(3) 避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮することとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>7～12 (略)</p> <p>9 避難所管理運営マニュアルの作成</p> <p>13 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1)指定緊急避難場所の指定箇所</p> <p>(2)指定避難所の指定箇所</p> <p>(3)管理・運営体制の整備</p> <p>(4)設備・備蓄等の整備</p> <p>(5)運営組織の育成</p> <p>〔新設〕</p> <p>(6)その他の必要な事項</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症発生した場合や濃厚接触者の避難等の適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局（保健所）が連携することとする。また、市町は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めることとする ・ <u>指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、特定の災害には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする</u> ・ <u>自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、コロナ禍での自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。</u> <p>5 (略)</p> <p>6 施設、設備の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、<u>非常用発電機等</u>）計画的な整備の推進を図ることとする。</p> <p>(3) 避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮することとする。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>7～12 (略)</p> <p>13 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1)指定緊急避難場所の指定箇所</p> <p>(2)指定避難所の指定箇所</p> <p>(3)管理・運営体制の整備</p> <p>(4)設備・備蓄等の整備</p> <p>(5)運営組織の育成</p> <p><u>(6)地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域がある市町にあっては、適切な受け入れ体制の整備</u></p> <p><u>(7)その他の必要な事項</u></p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>引用元：県独自対策を反映</p> <p>引用元：国新旧（P6）</p> <p>引用元：国新旧（P6）</p> <p>引用元：県独自対策を反映</p>
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第3節 津波に関する情報の伝達等</p> <p>〔実施機関：神戸地方气象台、海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第3節 津波に関する情報の伝達等</p> <p>〔実施機関：神戸地方气象台、海上保安本部、県危機管理部、県農林水産部、県土木部、</p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>林水産局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、港湾管理者、漁港管理者、西日本電信電話(株)、船舶団体、防災関係機関]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 居住者等への情報伝達</p> <p>県、市町は、その管轄区域内の居住者、公私の団体及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客やドライバー等に対し、津波警報等を正確かつ広範に伝達することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報の伝達手段</p> <p>県、市町は、津波災害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う情報伝達を最優先の手段とし、併せて各市町の広報車両、防災行政無線等の手段により、迅速に情報伝達を行うこととする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ その他の情報伝達手段の確保</p> <p>ア 市町は、防災行政無線、インターネット等、各市町が保有する災害情報提供手段を駆使して情報提供に努めるとともに、アマチュア無線団体との連携等、より広範な手段の確保に努めることとする。</p> <p>イ 市町は、広報を徹底するために特に必要がある場合には、自転車、バイク等により、職員を派遣する等の方策を講じることとする。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>県警察本部、市町、港湾管理者、漁港管理者、西日本電信電話(株)、船舶団体、防災関係機関]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 居住者等への情報伝達</p> <p>県、市町は、その管轄区域内の居住者、公私の団体及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客やドライバー等に対し、津波警報等を正確かつ広範に伝達することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報の伝達手段</p> <p>県、市町は、津波災害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う情報伝達を最優先の手段とし、併せて各市町の広報車両、防災行政無線等の手段により、迅速に情報伝達を行うこととする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ その他の情報伝達手段の確保</p> <p>ア 市町は、防災行政無線、インターネット「赤と白の格子模様の旗(津波フラッグ)」(以下「津波フラッグ」という。)等、各市町が保有する災害情報提供手段を駆使して情報提供に努めるとともに、アマチュア無線団体との連携等、より広範な手段の確保に努めることとする。</p> <p>イ 市町は、広報を徹底するために特に必要がある場合には、自転車、バイク等により、職員を派遣する等の方策を講じることとする。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>引用元：県独自対策を反映</p>
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第4節 避難対策等</p> <p>〔実施機関：海上保安本部、<u>県企画県民部防災企画局</u>、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県農政環境部農林水産局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県教育委員会</u>、<u>県警察本部</u>、市町、自主防災組織、避難誘導を実施すべき機関、避難対象地区内の居住者〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 避難指示の発令</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難指示の伝達方法</p> <p>① 市町長は、防災行政無線(同報等)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話(ひょうご防災ネット、緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、ファクシミリ等避難の情報伝達手段を活用し、避難を要する地域の住民等に対して伝達を行うとともに、消防機関、自主防災組織等との連携を図り、組織的な伝達を行うこととする。</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第4節 避難対策等</p> <p>〔実施機関：海上保安本部、<u>県危機管理部</u>、<u>県農林水産部</u>、<u>県土木部</u>、<u>県教育委員会</u>、<u>県警察本部</u>、市町、自主防災組織、避難誘導を実施すべき機関、避難対象地区内の居住者〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 避難指示の発令</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難指示の伝達方法</p> <p>① 市町長は、防災行政無線(同報等)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話(ひょうご防災ネット、緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、ファクシミリ、<u>津波フラッグ</u>等避難の情報伝達手段を活用し、避難を要する地域の住民等に対して伝達を行うとともに、消防機関、自主防災組織等との連携を図り、組織的な伝達を行うこととする。</p>	<p>引用元：県独自対策を反映</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
(3)～(5) (略) 6～10 (略)	②～③ (略) (3)～(5) (略) 6～10 (略)	

(2) 安否不明者に対する迅速な対応

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P223）</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 情報の収集・伝達</p> <p>第3節 被災者支援のための情報の収集・活用</p> <p>第6款 被災者支援のための情報収集・活用</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 住民からの問い合わせに対する回答</p> <p>県、市町は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図ることとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うこととする。</p> <p>また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めることとする。この場合において市町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。</p> <p>なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めることとする。</p> <p style="text-align: center;">(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P223）</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 情報の収集・伝達</p> <p>第3節 被災者支援のための情報の収集・活用</p> <p>第6款 被災者支援のための情報収集・活用</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 住民からの問い合わせに対する回答</p> <p>県、市町は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図ることとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うこととする。</p> <p>また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めることとする。この場合において県、市町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。</p> <p>なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めることとする。</p> <p style="text-align: center;">(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>引用元：国新旧（P4）</p> <p>引用元：国新旧（P7）</p> <p>引用元：国新旧（P8）</p>

(3) 自治体間等における相互応援人材の積極的な活用

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P26）</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定の締結</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P26）</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定の締結</p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>県は、各ブロック知事会で締結している災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に全国知事会の調整の下に行われる広域応援に関する協定を締結している</p> <p>① 対象府県 : 全都道府県 ② 締結時期 : 平成8年7月18日(平成30年11月9日改正) ③ 主な内容 県は、近畿ブロック内の総合調整を行い、近畿ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合、全国知事会に対し、広域応援を要請する。 なお、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「<u>応急対策職員派遣制度</u>」の運用に留意する。</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>県は、各ブロック知事会で締結している災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に全国知事会の調整の下に行われる広域応援に関する協定を締結している</p> <p>① 対象府県 : 全都道府県 ② 締結時期 : 平成8年7月18日(平成30年11月9日改正) ③ 主な内容 県は、近畿ブロック内の総合調整を行い、近畿ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合、全国知事会に対し、広域応援を要請する。 なお、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「<u>応急対策職員派遣制度</u>」の運用に留意するとともに、<u>訓練等を通じて活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。また「復旧・復興支援技術職員派遣制度」も活用する。</u></p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>引用元：国指摘事項(P1) 引用元：国新旧(P10)</p>
<p>風水害等対策計画(現計画 P231) 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第2款 県域の被害への対応 第1 (略) 第2 内容 1 県 (1) 基本的な考え方 ① 応援・応援要請の実施基準 県は、大規模な災害の発生を知覚したときは、被災市町を応援するとともに、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、関係機関に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することとする その際、感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底することとする。 ② 応援部隊との連携会議の開催 県は、災害発生時に、県警察本部、消防機関、自衛隊、海上保安庁の関係者等に参集を要請し、必要な協議調整の場を設けるなど、災害情報の共有化を促進することとする。 ③ 職員等の中長期派遣 長期にわたる職員の派遣または受け入れは、地方自治法第252条の17の規定により、また、内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第30条第1項の規定によることとする。 必要に応じて、退職者や民間の人材の任期付き雇用等により復旧・復興に要する人材の確保を図ることとする</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画(現計画 P231) 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第2款 県域の被害への対応 第1 (略) 第2 内容 1 県 (1) 基本的な考え方 ① 応援・応援要請の実施基準 県は、大規模な災害の発生を知覚したときは、被災市町を応援するとともに、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、関係機関に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することとする その際、感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底することとする。 ② 応援部隊との連携会議の開催 県は、災害発生時に、県警察本部、消防機関、自衛隊、海上保安庁の関係者等に参集を要請し、必要な協議調整の場を設けるなど、災害情報の共有化を促進することとする。 ③ 職員等の中長期派遣 長期にわたる職員の派遣または受け入れは、地方自治法第252条の17の規定により、また、内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第30条第1項の規定によることとする。 必要に応じて、退職者や民間の人材の任期付き雇用等により復旧・復興に要する人材の確保を図ることとする。<u>なお、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も検討する。</u></p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>引用元：国新旧(P10)</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P64） 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 広域防災体制の確立 第1 （略） 第2 内容 1～10 （略） 11 避難指示等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成 県は、市町の適時適切な避難情報の発令や住民への伝達に資するため、市町がマニュアルを作成する際の手順や基本事項について具体例を交えて示したガイドラインを作成するとともに、市町から求めがあった場合には避難指示の対象地域、判断時期等について助言することとする。 市町は、避難指示等を行う際に、<u>国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくこととする。</u></p> <p style="text-align: right;">（地震災害対策計画にも同様の記載あり）</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P64） 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 広域防災体制の確立 第1 （略） 第2 内容 1～10 （略） 11 避難指示等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成 県は、市町の適時適切な避難情報の発令や住民への伝達に資するため、市町がマニュアルを作成する際の手順や基本事項について具体例を交えて示したガイドラインを作成するとともに、市町から求めがあった場合には避難指示の対象地域、判断時期等について助言することとする。 市町は、避難指示等を行う際に、<u>国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくこととする。</u></p> <p style="text-align: right;">（地震災害対策計画も同様に修正）</p>	<p>引用元：国新旧（P7）</p>
<p>風水害等対策計画（現計画 P326） 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第1款 ガレキ対策の実施 第1 （略） 第2 内容 1 （略） 2 県の措置 (1)～(2) （略） (3) 広域的支援要請 ① （略） ② 県は、被災市町や県内市町でガレキの処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に<u>支援を要請することとする。他府県等の支援を受けても市町において、処理が困難な場合、県は、市町に（公財）ひょうご環境創造協会の活用を促す。処理が困難を極め、市町から県に処理に関する事務委託について、要請があった場合は受託し、適正に処理を行うこととする。</u></p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: right;">（地震災害対策計画にも同様の記載あり）</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P326） 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第1款 ガレキ対策の実施 第1 （略） 第2 内容 1 （略） 2 県の措置 (1)～(2) （略） (3) 広域的支援要請 ① （略） ② 県は、被災市町や県内市町でガレキの処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に<u>対する支援要請や、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等の活用を検討することとする。他府県等の支援を受けても市町において、処理が困難な場合、県は、市町に（公財）ひょうご環境創造協会の活用を促す。処理が困難を極め、市町から県に処理に関する事務委託について、要請があった場合は受託し、適正に処理を行うこととする。</u></p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: right;">（地震災害対策計画も同様に修正）</p>	<p>引用元：国新旧（P7）</p>

(4) 災害リスクの的確な通知

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P80） 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第17節 水防対策等の充実 第1 （略） 第2 内容 1 浸水想定区域 (1) 浸水想定区域の指定・公表等 ①～② （略） ③ 高潮浸水想定区域 知事は、高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮浸水想定区域の指定を行う。 また、指定した高潮浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町に通知する。 (2)～(4) （略） (5) その他の対策 ①～② （略） ③ 水防活動の充実 県は、水防訓練等を開催し、また、水防団員（消防団員が兼務）及び関係機関職員の水防技術習得の機会を充実させることとする。 市町は、水防団に対する活動支援策や近隣団体との協力体制強化、NPO、民間等との連携等について検討を進めることとする。 河川管理者、水防管理団体、水防団は、水防資材の備蓄状況の把握、貸与及び補てん、並びに近隣団体との連携について検討することとする。</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P80） 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第17節 水防対策等の充実 第1 （略） 第2 内容 1 浸水想定区域 (1) 浸水想定区域の指定・公表等 ①～② （略） ③ 高潮浸水想定区域 知事は、<u>水防法に基づく、水位周知海岸</u>について、高潮浸水想定区域の指定を行う。 また、<u>指定した高潮浸水想定区域は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町に通知する。</u> (2)～(4) （略） (5) その他の対策 ①～② （略） ③ 水防活動の充実 県は、水防訓練等を開催し、また、水防団員（消防団員が兼務）及び関係機関職員の水防技術習得の機会を充実させることとする。 市町は、水防団に対する活動支援策や近隣団体との協力体制強化、NPO、民間等との連携等について検討を進めることとする。 県、水防管理団体、水防団は、水防資材の備蓄状況の把握、貸与及び補てん、並びに近隣団体との連携について検討することとする。</p>	<p>文言の修正</p>
<p>地震災害対策計画（現計画 P459） 第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第4節 避難対策等 第1 （略） 第2 内容 1～2 （略） 3 避難対象地域の明示 市町は、県の南海トラフ巨大地震津波浸水想定図（津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲）を基本として、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）を明示することとする。 その際には、避難対象地域は、津波が発生した場合、避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に対象となるため、県浸水想定を基本にバッファゾーンを設定するなど安全側に立つ必要があること、また、発令の対象となった地域名が住民等に迅速かつ正確に伝わるということが重要となるため、町丁目単位、あるいは学区 や町内会等の単位で分かりやすく表示する必要があることなどに留意する。</p> <p>4～10 （略）</p>	<p>地震災害対策計画（現計画 P459） 第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第4節 避難対策等 第1 （略） 第2 内容 1～2 （略） 3 避難対象地域の明示 市町は、県の南海トラフ巨大地震津波浸水想定図（津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲）を基本として、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）を明示することとする。 その際には、避難対象地域は、津波が発生した場合、避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に対象となるため、<u>津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるとともに、県浸水想定を基本にバッファゾーンを設定するなど安全側に立つ必要があること、また、発令の対象となった地域名が住民等に迅速かつ正確に伝わるということが重要となるため、町丁目単位、あるいは学区 や町内会等の単位で分かりやすく表示する必要があることなどに留意する。</u></p> <p>4～10 （略）</p>	<p>引用元：国新旧（P11）</p>

3 災害に強いレジリエントな県土づくりの推進

(1) 都市基盤の強靱化

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P126） 第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第2節 都市の防災構造の強化 第1 （略） 第2 内容 1～3 （略） 4 都市の再整備の推進 県、市町等は、密集市街地等の防災上危険な市街地の改善を図るため、公共空地等の設置、建物の不燃化等を推進する市街地再開発事業等の計画・実施に努めることとする</p> <p>(1) 土地区画整理事業の推進（土地区画整理法） 県、市町は、土地区画整理事業を推進することにより、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする</p> <p>(2) 市街地再開発事業の構造（都市再開発法） 県、市町は、市街地再開発事業を推進することにより、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新を図ることにより、地震、火災等の災害危険度の低下を図ることとする。</p> <p>(3) 密集市街地対策の推進（密集市街地における防災地区の整備の促進に関する法律） 県は、県下の市街化区域において、防災上危険な密集市街地を「防災再開発促進地区」として都市計画に位置付け、市町は、当該地域における総合的な密集市街地対策を推進することとする。</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>5～6 （略）</p> <p style="text-align: right;">（地震災害対策計画にも同様の記載あり）</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P126） 第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第2節 都市の防災構造の強化 第1 （略） 第2 内容 1～3 （略） 4 都市の再整備の推進 県、市町等は、密集市街地等の防災上危険な市街地の改善を図るため、公共空地等の設置、建物の不燃化等を推進する市街地再開発事業等の計画・実施に努めることとする</p> <p>(1) 土地区画整理事業の推進（土地区画整理法） 県、市町は、土地区画整理事業を推進することにより、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする</p> <p>(2) 市街地再開発事業の構造（都市再開発法） 県、市町は、市街地再開発事業を推進することにより、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新を図ることにより、地震、火災等の災害危険度の低下を図ることとする。</p> <p>(3) 密集市街地対策の推進（密集市街地における防災地区の整備の促進に関する法律） 県は、県下の市街化区域において、防災上危険な密集市街地を「防災再開発促進地区」として都市計画に位置付け、市町は、当該地域における総合的な密集市街地対策を推進することとする。</p> <p>(4) <u>老朽化マンション建替促進事業の推進（マンションの建替え等の円滑化に関する法律）</u> 県、市町は、老朽化マンション建替促進事業を推進することにより、管理不全等による外壁等の剥落などが生じるおそれのあるマンション（要除却認定マンションに限る）を減らし、都市環境の改善を図ることとする。</p> <p>5～6 （略）</p> <p style="text-align: right;">（地震災害対策計画も同様に修正）</p>	<p>引用元：国新旧（P3） 県独自対策を反映</p>

(2) 危険な盛土対策の強化

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P118） 第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地震災害の防止施設等の整備 第6款 宅地造成等の規制 第1 （略） 第2 内容 1 宅地造成工事規制区域等の指定 県は、宅地造成に伴う災害が生じるおそれのある地域を再調査し、必要と認めるときは宅地造成工事規制区域の追加指定を行うこととする。また、造成された宅地の耐震性向上を図るため、造成宅地防災区域の指定に向けた調査を行うこととする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p style="text-align: right;">（地震災害対策計画にも同様の記載あり）</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P118） 第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地震災害の防止施設等の整備 第6款 宅地造成等の規制 第1 （略） 第2 内容 1 宅地造成工事規制区域等の指定 県は、宅地造成に伴う災害が生じるおそれのある地域を再調査し、必要と認めるときは宅地造成工事規制区域の追加指定を行うこととする。また、造成された宅地の耐震性向上を図るため、造成宅地防災区域の指定に向けた調査を行うこととする。 <u>また、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p> <p>2～5 （略）</p> <p style="text-align: right;">（地震災害対策計画も同様に修正）</p>	<p>引用元：国新旧（P15）</p>
<p>風水害等対策計画（現計画 P104） 第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第1節 治山・治水対策の総合的推進 第1 （略） 第2 内容 1 （略） 2 山の管理の徹底・土砂災害対策 近年記録的な豪雨が頻発している中、依然として、多くの未対策箇所が残っていることから、災害発生時に影響の大きい箇所を優先し、引き続き、治山ダムや砂防堰堤等の整備、山の管理の徹底による森林の防災機能を強化する。</p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: right;">（地震災害対策計画にも同様の記載あり）</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P104） 第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第1節 治山・治水対策の総合的推進 第1 （略） 第2 内容 1 （略） 2 山の管理の徹底・土砂災害対策 近年記録的な豪雨が頻発している中、依然として、多くの未対策箇所が残っていることから、災害発生時に影響の大きい箇所を優先し、引き続き、治山ダムや砂防堰堤等の整備、山の管理の徹底による森林の防災機能を強化する。<u>特に尾根部かからの崩落等による土砂流出量の増大、流木被害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、総合治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。</u></p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: right;">（地震災害対策計画も同様に修正）</p>	<p>引用元：国新旧（P16）</p>